

日見地域センターだより

vol. 38 (令和7年9月22日発行)

日見地区（7月末現在）
世帯数 3,803 世帯
人口 6,487 人

●網場プールが閉場しました。ご利用ありがとうございました！

8月31日（日曜日）をもって長崎市民網場プールが閉場しました。開場期間中には約5,000人が利用され、なかには大雨の日にも利用された方もいらっしゃいました。夏休みの良い思い出になったでしょうか。来場者された方々が安全に利用できるようご尽力いただいた関係者の皆様には感謝申し上げます。また、来年の開場が楽しみです！



●コンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票や印鑑証明、戸籍の証明書、各種税証明書が取得できます。

コンビニでの証明書発行は、窓口が開いていない土日祝日でもご利用いただけます。利用できる時間も朝の6時30分から夜の11時までとなっており、お仕事などで市役所に来庁できない方にもおすすめです。

また、証明書の発行手数料も窓口より100円お安くなっております。

便利でお得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。

**マイナンバーカードをお持ちの方は、
証明書の発行はコンビニ交付が便利！**

土日祝日も利用可能。
6時30分から23時まで証明書がとれる！

全国のコンビニ等のマルチコピー機から
証明書がとれる！

長崎市民の方は、
窓口より100円お得に証明書がとれる！



●消費者センターからのお知らせ

定期購入「返品」だけでは解約になりません

【事例1】

ネット広告で見たサブリを注文した。1回だけのお試しのつもりだったのに、2回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。(70歳代)

【事例2】

SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。(70歳代)

●低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。

●自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。

●ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。

●誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、長崎市消費者センターにご相談ください(095-829-1234)。(見守り新鮮情報 第513号(2025年6月12日)発行:独立行政法人国民生活センター)



本文イラスト：黒崎 玄

●国勢調査についてのお知らせ



簡単・便利なインターネットでご回答ください



大好評！

詳しくは、お配りしている調査書類等をご覧ください

令和2年国勢調査では インターネット回答した人の98%が「次回もインターネットで回答したい」と答えています。



【調査期日】 令和7年10月1日(水)



早めの回答をお願いします

国勢調査 2025

【調査対象】 令和7年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいる人すべて(外国人も)を世帯ごとに調査

発行者：長崎市日見地域センター 〒 851-0122 界2丁目1番19号

TEL 838-3104 FAX 834-0004

日見地域センター

検索

